(趣旨)

第1 県は、薬剤師の県内の病院への就職及び定着を促進するため、医療介護総合確保法に基づく県計画に基づき、病院が行う薬剤師の奨学金返還支援事業(以下「青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業」という。)の実施に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月23日青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学及び大学院をいう。
 - (2)「奨学金」とは、大学等において、薬学の正規の課程(学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めるために貸与を受けた本人による返還が必要な独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第一種奨学金及び第二種奨学金)、公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金その他知事が適当と認める奨学金をいう。ただし、返還を免除される奨学金及び第3に規定する補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)自らが貸与した奨学金を除く。
 - (3)「奨学金貸与機関」とは、前号の奨学金を貸与した機関等をいう。
 - (4)「病院」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の規定に基づく開設の許可を受けた病院をいう。
 - (5)「正規雇用」とは、期間の定めのない労働契約に基づく雇用であって、所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じであり、就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている雇用をいう。

(補助事業者)

第3 補助事業者は、補助金の交付の対象となる病院(以下「対象病院」という。)として、第5第2項に規定する県の登録を受けている病院の開設者とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、別表のとおりとする。

(対象病院の要件)

- 第5 対象病院の登録に係る要件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。
 - (1) 県内で開設されている病院であること。
 - (2) 次の全ての事業(以下「補助事業」という。) の実施体制を有していること。
 - ア 当該病院において正規雇用した薬剤師に対し奨学金返還を支援するための制度(以下「奨学金返還支援制度」という。)
 - イ 奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師(以下「支援対象者」という。) に対する、青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業補助金交付要領(以下「要領」という。)に規

定する要件を満たすものとして知事が認める研修プログラム(以下「研修プログラム」という。) による研修制度

- (3) 次の全てについて誓約できる者であること。
 - ア 奨学金返還支援制度により、支援対象者に対して奨学金返還を支援するための手当等の支給 (補助事業者が支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。以下同じ。)(以 下「返還支援手当の支給」という。)を行うこと。
 - イ 支援対象者に対して、研修プログラムを実施すること。
 - ウ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 国税及び地方税等を滞納している。
 - (イ) 県及び国等の補助金において不正受給をしたことがある。
 - (ウ) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務がある にもかかわらず加入していない。
 - (エ) 医療関係法規や労働関係法規等の関係法令に違反している。
 - (オ)病院の開設者(役員等を含む。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する義務(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)とかかわりがある。
 - (カ)病院の開設者(役員等を含む。)が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に 規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している。
 - (キ) 県が検査等を行うことに同意しない。
- 2 対象病院として県の登録を受けようとする者は、要領に定めるところにより、知事に申請するものとする。

(支援対象者の要件)

- 第6 支援対象者は、以下の全てを満たした者とする。
 - (1)薬剤師の免許を有していること。
 - (2) 今年度新たに対象病院に雇用された者、又は、前年度以前に補助金の交付申請において支援対象者であった者であって、過去に交付申請を行った全ての補助対象期間の合計の期間(以下「総補助対象期間」という。)の月数に、異動等により対象病院で薬剤師として勤務しない期間(以下「非薬剤師期間」という。)を含む月の月数を加えた月数が、72を超えていない者であること。
 - (3) 労働時間の全てを対象病院で勤務していること(ただし、要領で定める場合を除く。)。
 - (4) 対象病院で正規雇用された日より前に、要領に規定する県内の病院や薬局等の調剤を実施する施設で薬剤師として正規雇用されたことがないこと。
 - (5) 県が実施する他の返還支援事業の支援を受けていないこと。

(交付申請)

- 第7 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 奨学金返還支援事業計画書(第2号様式)
- (2) 支援対象者の薬剤師免許証又は登録済証明書の写し
- (3) 支援対象者を正規雇用した日及び現在雇用していることを証する書類
- (4) 返還を支援する奨学金の返済残額を確認できるもの
- (5) 返還を支援する奨学金が返還義務のある貸与型であることを確認することができる書類

- (6)支援対象者が第6第4号及び第5号の要件並びに第8第1号の条件を満たすことを誓約する書類(第3号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

- 第8 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。
 - (1) 支援対象者は、総補助対象期間中、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 総補助対象期間に2分の3を乗じた期間(1月未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。以下「支援条件期間」という。)以上の期間、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務すること。ただし、支援対象者が産前・産後休暇、育児休業その他知事が認める事由により、奨学金貸与機関において奨学金の返還の期限の猶予が承認され、かつ返還支援手当の支給を行わなかった期間(以下「猶予期間」という。)を含む月及び非薬剤師期間を含む月は、支援条件期間に含めないものとする。
 - イ 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、奨学金返還が開始している場合は滞納なく返還していること。
 - ウ 補助対象期間終了後、県の実施する就業状況等調査に協力すること。
 - (2) 補助事業者は、補助金の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 支援対象者を、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務させること(ただし、第6第3号 ただし書きに定める場合を除く。)。
 - イ 補助事業の内容に変更(知事が認める軽微な変更を除く。)を加える場合は、事業変更承認申 請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式) を知事に提出してその承認を受けること。
 - エ 補助事業の実施に当たっては、暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - オ 支援対象者が奨学金を計画どおりに返還していることを確認しなければならないこと。
 - カ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速 やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - キ 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、 帳簿等を備え付け、これらを補助事業の終了の翌年度(補助事業の中止又は廃止の承認を受け た場合には、その承認を受けた日)から5年間保管すること。
 - ク 補助対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
 - ケ 支援対象者が、異動や退職等により第1号アの要件又は第5第1項第3号イを満たさなくなる可能性が明らかになった場合や、法令等に違反するなど、支援対象者として不適切であると認められる事由が発生したことを知った場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - コ 支援対象者が第1号アの要件を満たしたときは、事業完了報告書(第6号様式)を知事に提出すること。なお、支援対象者が複数の場合で、当該要件を満たした日が異なる場合は、それぞれの支援対象者が要件を満たすごとに提出すること。
 - サ 補助対象期間終了後、県の実施する就業状況等調査に協力すること。
 - シ アからサに掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示し

た事項を遵守すること。

(申請取下げの期日)

第9 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の 通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(交付決定の取消し)

- 第10 知事は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金(前年度以前に交付したものを含む。)の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助事業者が、規則又はこの要綱の規定に違反した場合
 - (2)補助事業者が、法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (3) 補助事業者が、不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
 - (5) 支援対象者が、当該病院の奨学金返還支援制度により支給を受けた手当等を補助事業者に返還 した場合
 - (6) 支援対象者が、第8第1号アの要件を満たさなくなった場合(ただし、第6第3号ただし書き に定める場合を除く。)
 - (7) 支援対象者が、法令等に違反するなど、支援対象者として不適切であると認められる場合

(返還)

第 11 補助事業者は、第 10 の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部が取り消され、既に交付した補助金(前年度以前に交付したものを含む。)の全部若しくは一部の返還を命じられたときは、既に交付した補助金(前年度以前に交付したものを含む。)に、規則第 17 条に規定する利息を付した額(第 13 及び第 14 の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額)を県に納付しなければならない。

(返還の猶予)

第12 知事は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由が継続する期間に限って、補助金の返還の履行を猶予することができる。

(返還債務の当然免除)

第13 知事は、第10第6号又は第7号のいずれかに該当した場合において、当該支援対象者の総補助対象期間の月数が36以上である場合に限り、次の表の第1の欄に掲げる従事期間の区分に応じ、同表の第2の欄に掲げる免除額の返還の履行を免除する。

1 従事期間	2 免除額
支援対象者が対象病院で勤務した期間(総補	支援対象者の総補助対象期間に既に交付を受け
助対象期間の最初の月から対象病院に薬剤師	た補助金の合計額(以下「補助総受入額」とい
として勤務しなくなった日の属する月までの	う。) に、従事期間の月数を乗じて、108 で除し
期間(ただし、猶予期間及び非薬剤師期間を含	て得た額以内の額
む月を除く。)とする。以下この表において同	
じ。) が支援条件期間未満の場合	

支援対象者が対象病院で勤務した期間が支援 補助総受入額の全額 条件期間以上の場合

2 複数年度にわたって補助金の交付を受けている場合における前項の適用については、返還を請求 された額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がそ の日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼり、それぞ れの受領の日において受領したものとする。

(返還債務の裁量免除)

第14 第13 に規定する場合を除き、知事は、支援対象者の支援条件期間中の業務に起因した死亡、 当該業務に起因する心身の故障その他やむを得ない事由により、第8第1号アの要件を満たさなく なった場合は、当該支援対象者に係る補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(実績報告)

- 第 15 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 30 日(休日の場合、翌日)のいずれか早い日までに事業完了(廃止)実績報告書(第 7 号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 奨学金返還支援事業実績書(第8号様式)
 - (2)給与明細書又は賃金台帳等支援対象者に奨学金返還を支援するための手当等を支給した月ごとの実績を確認することができる書類の写し
 - (3) 奨学金の返還の債務の履行のために負担した額を証明する書類
 - (4) 補助事業者が実施する研修プログラムに基づく研修の支援対象者の受講状況が分かる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第16 知事は、第15に定める実績報告を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容(第8の規定に基づく承認を受けた場合は、その承認がされた内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第 17 知事は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、要領その他知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年10月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年5 補助金については、第8第 もなおその効力を有する。		

補助対象期間	交付申請を行う日の属する年度に支援対象者が対象病院で勤務している期
	間のうち、支援対象者の奨学金の返還の債務の履行の開始日以降の日であっ
	て、返還支援手当の支給を行う日の属する最初の月(返還支援手当ての支給
	を複数月分まとめて支給する場合、その対象期間の最初の月)から最後の月
	までとする。ただし、猶予期間及び非薬剤師期間を含む月を除くものとする。
	また、補助対象期間の月数に、総補助対象期間の月数と非薬剤師期間の月
	数を加えた月数が、72以下であるものとする。
補助対象経費	補助事業者が、補助対象期間に係る返還支援手当の支給に要する額
補助基準額	支援対象者ごとに、次のうちいずれか低い額を選定し、これにより算出さ
	れた合計額とする。
	1 補助対象経費の実支出額(ただし、補助対象期間における支援対象者の
	奨学金返還額を上限とする。)
	2 100,000 円に補助対象期間の月数を乗じて得た額
	3 奨学金返済残額※を 72 で除した額に補助対象期間の月数を乗じて得た
	額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
補助金の額	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額又は全ての支援対象者に
	係る補助基準額の合計額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内の
	額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

※ 「奨学金返済残額」とは、支援対象者が第6に規定する支援対象者の要件に初めて該当するに至った時点で返還していない奨学金の額(利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。) とする。

ただし、他の奨学金返還支援制度(県が実施するものを除く。)と併用する場合、当該支援予定金額の総額を控除した額とする。